
監 査 委 員

7 年監査公表第 1 号

令和 6 年度に執行した監査の結果（令和 6 年 7 月 31 日から令和 6 年 8 月 30 日までの監査委員会議決定分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、京都府知事から通

知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月7日

京都府監査委員 四 方 源太郎
同 田 中 美貴子
同 森 敏 行
同 橋 本 幸 三

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】

(1) 文化生活部

スポーツ振興課

(指摘)

随意契約の公表がされていないもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項の説明を行い、契約手続の透明性を高め説明責任を果たす重要性について周知徹底を図るとともに、同様の事例がないことを確認した。

また、本件の公表については、府ホームページに令和6年8月分の情報として掲載した。

今後は、随意契約に係る事務処理を行う際に、随意契約ナビシートの活用を徹底するとともに、課内での複数チェック体制を構築するなど再発防止を図ることとした。

(2) 健康福祉部

障害者支援課

(指摘)

補助金の交付決定事務が著しく遅滞しているもの

(措置の内容)

監査終了後、直ちに課内で指摘事項に係る要因等を確認し、適切な事務処理についての共通理解を図った。

今後は、異動時の引継ぎを徹底するとともに、複数職員による進捗管理体制を整備し、交付申請書の受付後、遅滞なく交付決定事務を行うこととした。

(3) 建設交通部

① 都市計画課

(指摘)

随意契約の公表がされていないもの

(措置の内容)

契約状況の公表について、令和6年7月に府ホームページに掲載を行った。

また、監査終了後、直ちに指摘事項について課内で情報共有し、同様の事例がないことを確認した。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。

② 建築指導課

(指摘)

委託料を過大に支払っていたもの

(措置の内容)

過大に支払った委託料について、相手方へ説明を行い、令和6年8月に返還を受けた。

また、監査終了後、直ちに指摘事項を課内で情報共有し、同様の事例がないことを確認した。

今後は、会計規則等に基づく適正な事務の執行に努め、複数の職員によりチェックを行い、再発防止を徹底することとした。